

協同金融 *FINANCE CO-OPERATIVE*

No.125 (2016年2月)

「食品」であっても安全とは限りません

廃棄処分されたはずの食品がスーパーの店頭で格安の値段で並んでいた。COCO一番というカレーライスのチェーン店の廃棄された食材が売られていたという事件、まだ記憶に新しい。信じられないと思われた方もいると思うが、「やはり」と思った方もいるでしょう。相も変わらず、食の安全に関する意識、制度の混乱が続いているということかもしれません。それにしても、この問題で、COCO一番の排出者責任を問う声がメディアから聞けなかったところに現在の社会状況が反映されていると見ていますが、大げさでしょうか。

さて、タイトルにあげた言葉は私が言った言葉ではありません。国の食品安全委員会が2015年12月に「国民の皆様へ」と題したメッセージに出てくる一文です。まずは、そこで言われていることを紹介しましょう。

「『健康食品』については、多くの人での何年にも及ぶ長期間の科学的研究が少なく、安全性や有効性が確立しているとはいえません。『健康食品』を利用するかどうかはあなたの判断次第です。信頼のできる情報を基に、あなた自身の健康に役立つ選択をしてください。」これが呼びかけの趣旨です。そして5つのことを簡単に提示しています。

<①「食品」であっても安全とは限りません。②多量に摂ると健康を害するリスクが高まります。③ビタミン・ミネラルをサプリメントで摂ると過剰摂取のリスクがあります。④「健康食品」は医薬品ではありません。品質の管理は製造者任せです。⑤誰かにとって良い「健康食品」があなたにとっても良いとは限りません。>これらにはそれぞれいくつかの解説的な文言もついていますが、ここでは省略します。食品安全委員会のホームページでご確認ください。

このメッセージのなかでは、次のようにも指摘しています。「ここでいう『健康食品』とは、『健康への効果やダイエット効果をうたって販売されている食品』を言います。これには特定保健用食品(トクホ)、栄養機能食品、機能性表示食品も含まれます。/また、ここでは『サプリメント』とは、カプセル・錠剤・粉末・顆粒形態の『健康食品』を言います。」

2015年4月から「機能性表示食品」が出回るようになりました。アベノミクスの一環です。

同じようなことを原子力規制委員会の田中委員長はよく言っていますね。「審査基準に適合したことを確認しただけで、安全を確認したわけではありません」これを受けて政府は「世界最高の基準に適合し、安全が確認されたので再稼働を認めます」

さて、日本の安全はどうなっているのでしょうか?そういえば、安全保障関連法なるものもありましたね。

元生協総合研究所&日本生協連(協同金融研究会事務局) 笹野 武則

■本号の目次■

「食品」であっても安全とは限りません(笹野武則)	1
◆時評◆「韓国における協同組合の最近の動向」(丸山茂樹)	2
◆第124回研究会報告◆「協同組合アイデンティティとシチズンシップ」(中川雄一郎)	5
◆第13回シンポジウムのお知らせ	16

2016年2月発行【編集・発行者】協同金融研究会(事務局長・小島正之)

〒102-0083 千代田区麹町3-2-6 麹町本多ビル3B 日本福祉サービス評価機構気付

電話&Fax 03-3262-2260 e-mail: kinyucoop@mail.goo.ne.jp

*HPを開設しました(<http://kyodokinyu.org>) / [Facebook](#)もご利用ください。

韓国における協同組合の最近の動向

参加型システム研究所・JC総研 客員研究員 丸山 茂樹

はじめに

韓国の協同組合について近況を報告してほしいというのが編集者からの依頼事項です。韓国では2012年12月1日に協同組合基本法が施行されて、協同組合は新しい時代を迎えたと云われています。この法律の内容と意義及びそれ以後の展開については、後程お話しいたします。しかし、この法律以前から日本と同じように、農協法や生協法や信用協同組合法など個別法による伝統的な協同組合はありました。そしてこれらの協同組合は新しい協同組合基本法に則ることなく従来の個別法によって存続することが出来るようになっていました。したがって韓国の協同組合についてお話しするには、少し複雑になりますが、従来の個別法に基づく「伝統的な協同組合」と、新しく制定された協同組合基本法に基づく「新しい協同組合」の両方の話が必要です。また、日本にはない「社会的企業」育成のための法律があり、法人格を問わず社会的弱者（韓国では脆弱階層と呼ぶ）をバックアップする体制があります。加えて、ソウル市をはじめとする幾つかの自治体では協同組合を積極的に支援するだけでなく、協同組合を含む「社会的経済基本条例」を制定して新しい方向を目指しています。これらの動きについても注目して頂きたいと思います。

1. 個別法に基づく伝統的な協同組合

これらの協同組合は、日本と似たような内容と経過をたどって制定された法律に基づいて設立されました。ただし農協は1980年代までは中央会のトップの人事権を政府が握っておりました。国策遂行のための組織という色合いが濃いものだったのです。これは民主化運動の過程で是正され、今日ではリーダーは組合員の選挙によって選ばれるようになりましたが、その体質はあまり変わっていないと云えないように私には感じられます。

また同じく個別法に基づく伝統的な協同組合に数えられるとはいえ、消費生活協同組合（生協）は生協法ができたのは1998年12月で施行されたのは1999年8月です。日本の生協法が1948年であったことを考えると50年遅れてのスタートという事になります。生協法ができるまでの間、社団法人・生協中央会という組織をつくり各単協はこれに加入するという形で生協活動を続けてきたという経過があります。生協は個別法による協同組合とはいえ伝統的なものと分類してよいか否か、議論の余地があります。

セマウル金庫と信用協同組合は活動内容はほぼ同じですが、所轄官庁が異なります。信用協同組合はキリスト教会の中から信者達の相互扶助組織として出発した、韓国では最も協同組合らしい組織という評価がありましたが1980年代末の金融危機（韓国ではIMFの支配下にあった時代としてIMF事態という言葉で語られています）の中で政府の支援を受けるとともにその統制下におかれました。しかし今日では政府への返済を終えて自律性を回復しています。

セマウル金庫は韓国の中で組合員、事業規模ともに最大の組織ですが、これも農協と同様に国家が国策の遂行のために物心両面から推進した歴史があります。

それはさて置き、個別法に基づく協同組合の現況は以下の通りです。（2015年9月現在の国政監査報道資料から）

表1：韓国における協同組合の現況（2015年9月現在）

組合別	組合数	組合員数（人）	職員数（人）	事業高（億ウォン）
農業協同組合	1,155	2,352,000	106,322	974,323
水産協同組合	92	159,000	8,582	53,643
セマウル金庫	1,372	9,320,000	29,395	54,430
信用協同組合	920	5,722,000	9,518	12,273
山林組合	142	421,066	2,799	11,835
煙草協同組合	16	3,786	100	820
生活協同組合	185	1,041,238	8,099	10,007
中小企業中央会	936	70,869	2,430	3,100
合計	4,818	19,019,024	167,245	1,120,431

2. 協同組合基本法の制定

韓国では2011年12月29日の国会で協同組合基本法が制定され、1年後の2012年12月29日に施行されました。その特徴と意義について、簡略に述べると次の通りです。（詳しくは日本協同組合学会の「協同組合研究」誌第32巻第1号の丸山茂樹『韓国の協同組合基本法について—その特徴と意義—』をご覧ください）

この法律では一般的な協同組合と社会的協同組合について法的な枠組みを定め、両組合の連合会組織について定めています。一般的な協同組合の特徴は5人以上の賛同者により法に則って定款を定め出資金を集めれば市長・知事への届け出によって、一部例外がありますが、どんな業種においても協同組合を設立できることです。剰余金の内の100分の10以上の積立金を義務づけられていますが配当は可能です。

社会的協同組合は非営利法人として扱われます。事業の内の40%以上が公益的な事業であること、企画財政部(日本の財務省にあたる)の認可が必要です。認可を得ると、税制・公調達の優遇を受けられます。また剰余金の30%以上を積み立てること、配当は禁止されます。

これによって人々は事業を起こす時に会社や財団を選ぶか、協同組合を選ぶか、自由に選択すること事が出来るようになりました。また日本では長年の懸案になっていたワーカーズ・コレクティブや労働者協同組合についての法律がないこともクリアしました。これによって空前の協同組合の設立ブームが起り、今なお続いています。

3. 新しい協同組合の爆発的な登場

2012年末にスタートを切った協同組合基本法に基づく協同組合と社会的協同組合はその後どうなったか？それは関係者の予想を上回る数字であったばかりでなく、予想もつかなかった分野・業種でも協同組合が誕生したことです。以下は2012年～2014年末までの僅か2年余の統計ですが実に個別法による伝統的な協同組合（4,818組合）を上回る6,251組合に達しています。

表2：年度別の協同組合の設立状況（2014年末現在）

	2012年度	2013年度	2014年度	合計
一般的協同組合	54組合	3,111組合	2,820組合	5,985組合
社会的協同組合	1組合	108組合	124組合	233組合
協同組合連合会	—	15連合会	18連合会	33連合会
合計	55組合	3,234組織	2,962組織	6,252組織

では実際にどんな規模であり、どんな事業を行っているのか？ 何故、このような協同組合ブームが起こっているのか？ 政府・与党と野党や協同組合陣営の間にはどんな同意や対立があるのか？ 協同組合基本法によれば2年ごとに政府(企画財政部)は実態調査を実施して報告することになっております。その実態調査の結果について、2014年末現在、届け出を受理・認可されたのは6,235組合ですが、事前調査に対して応答があったのは5,325組合。その内、準備段階を終えて事業を実施中であると答えた協同組合は2,957組合で、この内の2,257組合が事業内容について応答しました(応答率76.3%)

調査結果の概要は次の通りでした。

- ① 法人登記と事業者登録を終えて事業を実施している協同組合は55.5%であった。事業をしている協同組合の92.1%が一般協同組合であり、地域住民の権益・福利増進に関連した事業、脆弱階層の社会サービスや仕事の場づくりの提供などを主たる事業としている社会的協同組合は7.35%であった。
事業の業種は小売業22.6%、教育サービス業16.1%、農林漁業11.5%である。総組合員数は106,020名。1組合当たり平均組合員数は47.3名。
- ② 協同組合の従事者は1組合当たり平均13.2名。役員6.0名。ボランティア5.0名。職員2.2名である。週15時間以上勤務している就業者数は1組合当たり平均4.3名(職員2.2名、役員1.9名、ボランティア0.2名)職員の月平均給与は正規職143万ウォン、非正規職98万ウォンの水準であり、勤労者の4大保険への加入率は81.9%。
- ③ 1協同組合当たりの平均資産は5,744万ウォン。出資金は4,069万ウォンであり負債は1675万ウォンである。1組合当たり平均売上額は2億1,402万ウォンであり、営業外収入は2,469万ウォン。当期純利益は平均1,923万ウォン。(なお、前回の調査では平均資産3,956万ウォン、出資金2,938万ウォン、負債1,018万ウォンであった。)
- ④ 協同組合の49.4%がボランティアなど労働力の提供、生産物品および現金の寄付などを受けており、地域社会の再投資活動を展開している。2014年1年間協同組合が地域社会の問題解決のために貢献した活動を現金に換算すると約90億7,795万ウォンの水準である。(推定) 協同組合の就業者の14.1%は経歴断絶、女性、引退者、生活保護受給者、障害者などの勤労脆弱階層から雇用している。
- ⑤ 小事業者の協業化の事業、社会的企業など政府・自治体の財政支援事業に参加した経験がある組合は全体の32.7%。(小事業者によって構成されている協同組合の共同装備、ブレンド開発費用など中小企業庁の支援など) 16組合が圏域別の中間支援機関などを通じて教育、コンサルタントなどの政策を利用している。

この実態調査に見られるのは、小規模で資金不足に悩みがあるとはいえ、協同組合基本法に基づき協同組合と社会的協同組合は着実に歩み続けているという事が出来ます。この背景には政治的には激しい対立があるものの、韓国の社会問題の最大の課題は格差社会の問題であり、政府や企業に依存するのではなく社会的企業を育成し、参加型の経済であり民主的運営原則を持つ協同組合の発展が重要であるというコンセンサスを形成したという事です。このことについては日本では殆ど論じられていませんが、社会的企業育成法とともに、もっと知って頂きたいところです。また、『協同組合都市—ソウル構想』を掲げ、この政策を強力に推進した朴元淳ソウル市長のイニシアティブを見逃すことはできないと思います。ソウル市の協同組合活性化支援条例や社会的経済基本条例についてはまた機会があれば詳しくご紹介したいと思います。

協同組合アイデンティティとシチズンシップ ～ICAブループリントを通して考える～

明治大学教授・日本協同組合学会元会長 中川 雄一郎

はじめに

ご紹介いただきました明治大学の中川です。先般、笹野武則さんから「協同金融研究会で協同組合金融に関わる話をしていただけませんか」との電話連絡をいただきました。しかし、私は協同組合研究のいくつかの研究分野のなかでも「共済」を含めた「信用事業」分野、すなわち、「協同組織金融」事業に関わる分野が——そう言ってよいならば——大変不得手ですので、咄嗟に「お断りしようか」との思いが頭を掠めたまさにその瞬間、追いかけるかのように笹野さんから「本研究会の責任者は斎藤正先生、安田元三先生もいらっしゃいます」との駄目押しの言葉が伝えられました。私は、安田先生にも斎藤先生にもいろいろとご厄介をおかけしただけでなく、ご著書もご恵贈いただいておりますので、「事ここに至っては」と覚悟し、「お断り」ではなく「承諾」した次第です。

しかし、承諾をしたものの、「何をどのような内容で語ればよいのか」、「不得手であるからといって、協同組織金融にまったく触れない訳にもいかないし」、「協同組合の経済・社会的な機能と役割の何であるかについて論及したり、また現代協同組合の事業と運動の普遍性を明らかにしたりするには、どのような内容の話をしたらよいか」等々の「問題」が矢継ぎ早に浮かんできました。ということで、本日のテーマ「協同組合アイデンティティとシチズンシップ：『ICAブループリント』を通して考える」であれば、「何とか協同組合研究に関わる話ができるのでは」となった訳です。

さて、レジュメに記したように、本日の研究会での話の入口に私は「協同組合は社会政策にどう向き合うのか」という、少々難儀な言葉を書き記しておきました。実は、この言葉は、生協総研が明治大学で開催しました「第 24 回全国生協研究集会」（2014 年 9 月 27 日）における私の「書面挨拶」のタイトルです。簡単にその内容を要約すれば、次のようです。

2014 年は「近代協同組合の創始」であるロッチデール公正先駆者組合の生誕 170 周年である。しかしながら、イギリスの協同組合人は「先駆者組合 170 周年」を祝うイベントを開催する気になっただけでなくならないだろう。何故なら、2013 年から 14 年にかけて「協同組合銀行とイギリス最大・世界 3 位の生協 CG (Co-operative Group) の大失態」が露頭したからである。この大失態についてレスター大学のピーター・デイヴィス博士がイギリス協同組合学会誌『協同組合研究ジャーナル』に「敗北の協同組合銀行」と題して寄稿している。彼のこの論文のサブタイトルが「敗北の原因の何たるか」を言い当てている。すなわち、「協同組合の歴史、目的、哲学そして経済理論の体系的誤謬症候」。

この敗北=大失態は、基本的に、協同組合銀行と CG 双方の経営・管理に共通する原因に拠るのであるから、両者の経営陣は、ただ単に「協同組合を貶めた」だけでなく、協同組合がその事業と運動を通じて遂行すべき「社会・経済的な機能と役割」を蔑ろにしてしまったのである。そしてその結果、「生活と労働の質を向上する地域づくり」に勤しむ「協同組合の社会政策的貢献」をも蔑ろにしてしまい、協同組合それ自体が「社会政策の対象」に成

り下がってしまったのである（詳しくは『ロバート・オウエン協会年報 39（2014年）』中川雄一郎訳を参照されたい）。

このような状況を生み出した原因はいくつか考えられますが、私はその最大の原因を「協同組合アイデンティティの欠如」である、と観ています。「何故に！」と問われれば、私は、「協同組合の事業と運動は協同組合アイデンティティに基礎を置いてはじめて継続し得る能力を持つからです」と答えるでしょう。

現代協同組合のエトス（エートス・Ethos）

2013年から14年にかけてイギリス協同組合銀行はその株式の70%を「ヘッジファンド中心の債権保有者」に握られてしまい、協同組合銀行の事実上の「親会社」であるCGも2013年度決算に4,350億円（25億ポンド）にも達する巨額の赤字を計上し、その結果、CGは協同組合銀行の株式の80%を手放すことになってしまいました。かくして、協同組合銀行の経営支配権はヘッジファンドに実質的に握られてしまったのです。この前代未聞の大失態を協同組合人はどう考えるべきか、協同組合アイデンティティが大いに問われる故由・所以がここにあります。

デイヴィス博士は「敗北の協同組合銀行」と「CGの大失態」を簡潔にこう捉えています。「この失敗の原因は、協同組合に相応しい適切な経済状態を生み出すことができなかった協同組合運動にあること、また（協同組合の）オルタナティブ・ビジネスモデルを単に真似たというよりも、オルタナティブ経済を展開しようとして協同組合の本来の目的を誤った方向に向けてしまったことにある」、と。彼の言う「誤った方向」とは、協同組合銀行とCGの経営陣が「オルタナティブ」という言葉の真の意味を理解できなかったことであるが、それはまた、単に「協同組合のニーズ」を満たすべく「組合員に奉仕すればそれで善い」というものでは決してないことを理解できず、したがってまた、「組合員のニーズが実際に社会的に公正であり、また適切であるかを明確にする有用かつ有益な指導力を必要とする」ことを経営陣が理解できなかったことを意味しているのです。言い換えれば、「敗北の協同組合銀行」と「CGの大失態」は、「（協同組合の）構造的機能不全や個人の倫理的、道徳的な不履行」を説明するために「現代の協同組合モデルの背後にあって、そのモデルを支えている哲学と経済理論についての基本的な探求を必要とする」ことを理解し、認識する悟性を欠如したままに過ごしてきた、ということになるでしょう。

デイヴィス博士のこのような批判が示唆しているように、協同組合銀行の敗北とCGの大失態は——レイドロー博士の言葉を借りて言えば——「信頼性の危機」・「経営の危機」・「イデオロギーの危機」という、協同組合の事業と運動にいつ取り付くかもしれない「3つの危機」に能天気にしてまったく配慮することなく、協同組合の事業と運動における「オルタナティブ経済の履き違い」を続けてきたことに最大な原因がある、と言えるでしょう。なぜ、協同組合銀行とCGの経営陣は「オルタナティブ経済の履き違い」を冒してしまったのでしょうか。そこで私は、協同組合銀行の敗北とCGの大失態を私たちが「他山の石」として理解し認識するための悟性を深めるのに大いに役立つと思える一つの事例を紹介します。それは、カナダのノヴァスコシア州・アトランティック・カナダ地域の「経済再生に主要な役割を果たしている」コープ・アトランティックによる「再生のためのイニシアティブ（計画）」（the Initiative for Renewal）という事例です。

コープ・アトランティックは、2012年の「国際協同組合同年」（IYC）に「協同組合経済に関する会議」（テーマ：「協同組合と協同について考える」）を開催し、21世紀10年代の初めに「協同組合マネジメント教育プログラム」を立ち上げるよう促し、上記の「再生のためのイニシアティブ」を先ず立ち上げました。この「再生のためのイニシアティブ（計画）」は「協同組合、と

りわけコープ・アトランティックを想定した、大きな影響力を擁するビジョンである。このような計画提案は、ブループリントに先んじているとはいえ、現に国際協同組合同盟（ICA）によって地球的規模で描かれているブループリントに類似している点で関心をそそるでしょう」と、自負しています¹⁾。以下、その一部をここに記しますので、参考にしてください。

現在の支配的な（主流の）経済思想を不安に感じているが故に協同組合の現状を不安に思っている私たちは、かなりの程度、協同組合をハラハラしながら見ている。私たちにとって経済とは、一方で人びとが有意義な生活を送るのに必要とされる財とサービスを手に入れ、他方でそのために人びとが財とサービスを生産する、という関係性そのものである。したがって、経済は、直接的には、投資家所有企業の狭量な効率に関わるものでも、生産高（output）の増大（成長）に関わるものでもないのである。経済は、人びとのニーズと地域コミュニティのニーズをいかに適切に満たしていくのかに関わるものなのである。これらのニーズには、健全で安定した社会においては、健全で安定した環境と健全で安定したコミュニティが含まれる、と考えられてきたし、現在もそう考えられている。しかしながら、いまや私たちは、20世紀の国家社会主義企業モデルと資本主義企業モデルの双方にそれらの多くを望むべくもないのである。

協同組合事業モデルに基づいたより良い経済を求める私たちの期待は、協同組合と支配的な（主流の）投資家所有企業モデルとの相違を根拠としている。一方の投資家所有企業モデルは富裕な少数者の手に力・権限を集中し、他方の官僚制的国家所有企業は少数の政治エリートの手力・権限を集中している。協同組合はまったく違う。協同組合はより広く力・権限を分権化させる。協同組合の事業目的は、投資家所有企業や官僚制的国家所有企業の事業目的と相異なっている。協同組合の事業目的は、株主（協同組合では出資者—中川）の富を最大にすることではなく、組合員と地域コミュニティのニーズを満たすことである。協同組合事業を利用する人びと——労働者（workers）あるいは生産者（producers）あるいは消費者（consumers）、あるいはまた中小企業家（small business people）——が事業体（企業）を所有するのである。事業体を協同組合として設立するためには、協同組合の理念、価値それに原則を承認し、受け入れなければならない——受け入れなければ、それは相異なる別の事業モデルを選んだと判断される。何世代後の組合員やマネジャーが協同組合の意義を忘れてしまう、あるいは認識していないとすれば、それは協同組合教育の失敗であり、協同組合アイデンティティの喪失に外ならない。（中略）

協同組合事業モデルには4つの主要な柱が存在する。すなわち、（ICAの）国際的に承認されている、（1）「事業目的」（定義—中川）、（2）「価値」と（3）「原則」の枠組み、そして（4）確立された公平（fairness）・社会的公正（social justice）の倫理、である。（中略）

協同組合は（「人間の尊厳」を意味する—中川）人間中心の（people-centred）事業モデルである。それに対して投資家所有事業モデルは富中心（wealth-centred）のそれである。協同組合事業体のマネジャーは組合員と地域コミュニティのニーズを満たす責任を負う。それに対して投資家所有企業のマネジャーは株主の価値を最大化するべく信託された責任を負う。協同組合の事業目的は個人的ニーズと社会的ニーズを調和させ、適切なバランスを保持することによって、人間的な活気を呼び起こすことである。これこそが、単なる個人主義の貪欲な分け前ではなく、人間の精神の充足を反映する事業モデルなのである。

¹⁾ Leonard A. Jason, *Community Building: Values for a Sustainable Future*, 1997.

少々、協同組合に対する「判官びいき的評価」が見え隠れしているようにも思えますが、これも「コープ・アトランティックの自己意識」の表現なのかもしれません。いずれにしても、ここには「協同組合の事業と運動は協同組合アイデンティティに導かれなければならない」とする思想が示されています。言い換えますと、コープ・アトランティックの「協同組合のエトス」が上記の引用部分の所々にしっかりと「糊付け」されているのです。

では、「協同組合のエトス」とは何か。それを理解し認識するために、すなわち、悟性を深化させるために、「エトス」(Ethos)を「社会認識の基軸」として捉えたマックス・ウェーバーの「エトスの3つの行為性向」が大いに参考になるし、導きの糸にさえなるのでは、と私には思えるので、M.ウェーバーに導かれて「エトス」を簡潔に観ますと、次のようになります。すなわち、

- ① 生活態度：自らの生活に相応しい行為を営むなかで体得される習慣によって形作られた「行為性向」である。すなわち、その習慣の社会化によって人びとに共有されるようになった行為パターンである。
- ② 心的態度：行為性向は意識的に選択される必要がある。すなわち、「主体的選択に基づく行為性向」を意味する。
- ③ 倫理的態度：この行為における選択基準は「正しさ」である。すなわち、「正しい行為」とは、目的達成の手段としての選択基準ではなく「行為に固有の価値」が選択される、という意味での選択基準＝「内在性の基準」であり、行為それ自体が目的としてなされる行為のことを意味する<エトスの究極的な支柱は「個人の内面」にある>。

そこで、「協同組合のエトス」を、組合員や職員など協同組合人を中心とするステークホルダーの「心的態度」、すなわち、「主体的選択に基づく行為性向」をコアに考察していきますと、「協同組合アイデンティティとシチズンシップの関係」が見えてきます。例えば、「協同組合アイデンティティに関するICA声明」の「第1原則：自発的で開かれた組合員制」を観ますと、次のようなコメントが付されています。

協同組合は、自発的な組織であり、ジェンダーによる差別、社会的、人種的、政治的、宗教的な差別なしに、そのサービスを利用することができ、組合員の責任を受け入れることができるすべての人びとに開かれている。

このコメントは、先駆者組合を始めとして、その後のすべての協同組合によって遵守されなければならないとされた「民主的な経営と運営」の理念の根本を明示しており、したがって、協同組合の事業と運動の普遍的性格を説明するものです。もう一つコメントを挙げてみましょう。それは新しい原則である「第7原則：(地域)コミュニティへの関与」です。この原則についてのコメントは簡潔にこう付されています。

協同組合は、組合員が承認する政策に従って、地域コミュニティの持続的発展のために活動する。

これには極めて示唆に富んでいる二つのコメントが記されています。一つは「組合員が承認する政策に従って」であり、もう一つは「(地域)コミュニティの持続的発展のために活動する」です。前者のコメントは「組合員は単なる顧客ではありませんよ」と主張しているのであり、後者のコメントは「協同組合のステークホルダーはその地域のコミュニティの持続的発展を支えなさい」と主張しているのです。二つのコメントをつなぎ合わせると、「組合員や職員など協同組

合のステークホルダーは、地域コミュニティの持続的発展に責任を負う、能動的、積極的な市民なのだから、シチズンシップのコアを、すなわち、自立した個人として自治・権利・責任・参加を全うしなければなりませんよ」、ということになる。これを英語で表記すると、もっと分かり易くなります (Co-operatives work for the sustainable development of their communities through polices approved by their members)。したがって、先に私が触れておきました言葉「協同組合は社会政策にどう向き合うのか」は、実は、別段難儀な言葉ではなく、組合員や職員をはじめ協同組合のすべてのステークホルダーが常に向き合い、理解し、意識し合うことで協同組合人としての悟性を研磨する重要な契機になるのです。

冒頭でも触れました全国生協研究集会の「あいさつに代えて」と題する書面挨拶のなかで私は、「協同組合と社会政策」に関わって、この第7原則の真意について論及しましたので、ここでその内容を要約的に述べておくことにします。

ICA 第7原則「コミュニティへの関与」の真意は、協同組合と地域コミュニティとの相互依存 (interdependence) と相互作用 (interaction) によって展開される協同組合の経済—社会的機能が地域コミュニティで生活し労働する人びとの間に「参加の意識」と「責任の意識」を促すよう要請すると同時に、人びとが協力・協同することで安定した生活を営むことを可能にする「人間の本来的な関係」をより厚くし、深めていく「協同の倫理」を求めているのだと理解することができるだろう。そうであれば、協同組合は、このような文脈に基づいた社会政策と向き合わなければならないだろう。例えば、「市場」の観点から第7原則に言及すれば、次のように言うことができるだろう。

自立・自律した個々人の「協同する集団」が協同組合の事業と運動を通じて構成される市場 (内部化された市場) を形成することによって地域コミュニティやより広いコミュニティで生活し労働している人たちに有意な社会的影響力を及ぼすことができるのであれば、それは、より広い範囲にわたる「市場の健全化」をもたらすことになるだろう。例えば、アマルティア・センがしばしば論じているように、基礎教育の確立、最低限の医療施設の整備、あらゆる経済活動に不可欠な諸資源の公正な配分と自由な利用、それに適正な公共政策の執行などが遂行されることによって、より多くの人たちが市場にアクセスし、したがってまた、市場の機能を合理的に利用できるようにすることである。

周知のように、現代世界にあっては、「市場」は「各国・各地域における社会秩序の枠組みを構成する一つの重要な要素」である。それ故、より多くの人たちがかかる市場の機能を合理的かつ適正に利用することは、自立・自律した個人一人ひとりの間に「参加の意識」と「責任の意識」を生み出しかつ育てていくことを意味し、またそのことが、個人は相互に——ヘーゲルの言う——「承認の必要性」を求めることにより、すなわち、「個人は自らが他者から承認されることではじめて幸福に導かれる」ことにより「協同の倫理」を促すことを意味するのである。

アメリカの社会学者レオナード・ジェイソンは、このような私の——回り諄い——論及を極めて簡潔かつ的確にこう表現している。

地域コミュニティで生活し労働する市民の「地域コミュニティに責任を負う」意識は、健全で活気に満ちた地域コミュニティが人びとの間に協力・協同と安全・安心の意識を生み出して、活発な経済的、社会的な活動を展開する意識を促し、健康管理の施設を備え、教育の機会を常に用意し、適切な人口規模を維持する、という意識をより確かなものにしていく。

かくして、「参加の意識」と「責任の意識」によって育まれる人びとの自己意識は、試行錯誤を経験しつつ成長する協同組合の事業と運動の、研ぎ澄まされた手法を創り出していきます。したがって、協同組合人は、協同組合と地域コミュニティの相互依存・相互作用に基礎を置く「(地域)コミュニティへの責任」を遂行する文脈に基づく社会政策と向き合うよう求められことになります。こうしてはじめて、「協同組合アイデンティティの普遍性」が明らかされていくのです。協同組合(人)は「上意下達の承認受諾関係」を拒否する「参加の倫理」によって、「自治・権利・責任・参加」をコアとするシチズンシップをして民主主義をより強固にしていく社会秩序の枠組みの構築に貢献するのです。私たちはそれを「協同組合の人間的な統治」と表現しています。言い換えれば、協同組合の事業と運動は「人間的な統治」の基礎を社会化し、普遍化させて民主主義をより強固にし、「安定した人間的なコミュニティ」の発展に寄与するのです。

ガバナンス(統治)は、一般に、「社会秩序を創り出し、それを維持し、物質的資源を配分し、文化的資源を活かしていく、という人間本来の要求に関係する」ことから、市民たる個人一人ひとりを「平等に処遇せよ」と強調するシチズンシップの要求は、社会秩序を脅かす可能性のある社会的な緊張関係の原因を打ち消すことに寄与します。その意味で、シチズンシップは、権利、責任(義務・責務)を包括する一連の政策を通じて、また社会生活の利益と負担を共有することによって、諸資源を公正に配分し、有効に管理する方法を提示します。要するに、シチズンシップ——すなわち、市民であること・市民のステータス——は合意形成に基づくガバナンスを遂行し、それを持続させることに関心を向け、したがってまた、正当性を有するアイデンティティを提供するのです。

「参加の倫理」に関わるこれらのことをヘーゲルの言葉を借りて言い換えれば、参加の倫理とは、自らを「普遍的存在者」であると自覚する市民たる私たち個人一人一人ひとりが「上意下達の承認受諾関係」を拒否することです。このことは、彼・彼女たちが貧困、飢餓、保健・医療、教育、住宅、雇用・労働、環境それに女性の権利を含むジェンダーなどグローバルかつ社会的な問題・課題について認識していくプロセスにおいて自発的に「権利と責任の意識」を高めいくことを意味します。これを私たちは「弾みの概念」と呼んでいます。この概念をB.ターナーは「シチズンシップの能力」と強調し、こう説明しています。

シチズンシップの近・現代史は、対立と闘争の弾みによって推し進められる一連の拡大する環として理解される。……シチズンシップの運動は特定の運動から普遍的な運動になっていく。というのは、人びとを排除するために、ことさら人びとに制限を加えることは、ますます理性を失っていくように思えるし、また現代の政治形態の基礎とますます矛盾するように思えるからである。

シチズンシップは「個人一人ひとりとは人種・民族、宗教、階級、ジェンダーあるいは他と異なる独自のアイデンティティによって予め決定されることなく、自分自身の生活について判断を下す能力のあることを承認する」のであって、その点で、他のどんなアイデンティティよりも人間の基本的な政治的欲求を充足させるのです。これを要するに、私たちが自らを「市民であると意識する」意識、すなわち、「市民のステータス」は、広範囲に及ぶ「社会的包摂の意識」を示唆するのであるから、ある個人がそのコミュニティに貢献することを承認すると同時に、市民としての彼・彼女たちに「個人の自治」を与え、そしてこの自治が(権利を行使する人たちによる政治的行動の承認を意味する)一連の諸権利に反映されるのです。これもまた参加の倫理なのです。「自治・権利・責任・参加」がシチズンシップのコア(中心核)といわれる所以です。

協同組合の事業と運動は、まさにこの文脈において展開されるのですから、協同組合が社会政策に対して向かうべき「立ち位置」は明白です。なぜなら、市民は「創意に富んだ行為者として、

自らのシチズンシップを表現する新たな方法を常に見いだそうとする」ので、協同組合は、（組合員を含む）市民と（地域）コミュニティの「変化するニーズと願い」とに具体的に応えるための新たな権利、責任（義務・責務）それに制度を組み立て、構成する必要性を強く主張するからです。その点で、協同組合の事業と運動は本来的に異議申し立て的なのです。したがって、重要なことは、協同組合の事業と運動が実践される社会的文脈はどのような社会的、政治的な政策——社会政策——によってつくり出されるのか、を協同組合（人）が確かな眼を以って認識することなのです。

先に私はヘーゲルの「承認の必要性」に言及しましたが、もう一度ヘーゲルの別の言葉「自己意識」を引用します。私たち一人ひとは他者との関係のなかで生活し労働していることを意識して生活・労働しています。それが「共同的存在」を認識する「自己意識」なのです。自己意識は他者を通してつくり出されますので、「お互いに承認し合っている自己意識」（ヘーゲル）なのです。その意味で、「協同の倫理」は、人びとがお互いに協力し協同することによって「お互いに承認し合っている自己意識」を基礎に人間の本来の関係を生み出し育む、個人一人ひとりの「主体的選択に基づく行為性向」（ウェーバー）なのです。すぐ前で私は「社会包摂の意識」に触れましたが、「協同の倫理」はこの「社会的包摂的意識」こそ「市民社会をより良くする戦略」の基本的な力量（能力、capacity）だと私は考えていますので、私は「協同の倫理」を次のように概念化しています。

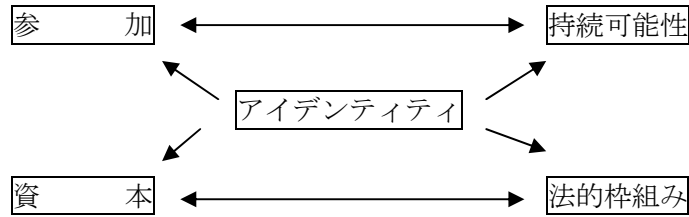
市民である個人一人ひとりがお互いに協力し協同するという「人間の本来の関係を創り出す諸条件を再生産することによって、広範囲に及ぶ——貧困、教育、保健・医療、住宅、雇用・労働、環境、ジェンダーなど——社会保障の領域をカバーすることで「生活と労働の質」と「地域コミュニティの質」の向上を実現しようと努力する、個々の市民の日常不断になされる主体的選択に基づく人間的な行為・活動の社会関係性である。

要するに、「協同の倫理」という文脈においてはじめて人間の本来の関係が持続可能となり、権利の行使と責任の履行が遂行されるのです。その意味でまた、協同組合の事業と運動が社会政策と向き合う立ち位置は「人びとの間の厚く、深く、奥行きのある関係」を人びとが主体的に創り出し、持続可能にしていく実践的文脈に左右されるのです。

ICA ブループリントを通して見た協同組合アイデンティティとシチズンシップ

前段の話が思いの外長くなってしまいました。したがって、「ICA ブループリント」（以下、ブループリント）について簡潔に言及して、私の話を閉じることにします。

ご承知のように、ブループリントは、協同組合の「アイデンティティ」を中心に、「参加」・「持続可能性」・「法的枠組み」・「資本」の5項目（5つの章）から構成されています。そして、これらの5項目についてはブループリントの「はじめに」の「ブループリント戦略：概要」で次のように図式化されています。すなわち、（第3章で論究される）アイデンティティを真中に置き、その左上に「参加」（第1章）を、右上に「持続可能性」（第2章）を置き、また右下に「法的枠組み」（第4章）を、そして左下に「資本」（第5章）を置いています。また、**アイデンティティ**は他の4つのすべての項目と矢印（↓）で相互に結ばれおり、**参加**と**持続可能性**、それに**資本**と**法的枠組み**も同様に矢印（⇔）によって相互に結ばれています。しかしながら、理由は不明ですが、左上下の「参加」と「資本」および



右上下の「持続可能性」と「法的枠組み」には相互に結ばれるべきである——と私は考えるのですが——矢印(⇕)が記されていないのです。「協同組合アイデンティティに関するICA声明」の定義・価値・原則を素直かつ全体論的に考察すれば、「参加」と「資本」および「持続可能性」と「法的枠組み」の双方ともが相互に密接な関係にあることは周知のことなのに、なぜか矢印(⇕)が記されていないのです。ブループリントそれ自体が述べているように、前者の「資本」は基本的に「組合員の出資金」に依拠しており、したがって、「資本をコントロールするのは組合員」であること、「参加」の主要な対象も「組合員参加」が常に想定されているにもかかわらず、矢印(⇕)が記されていません。また後者についても同様に矢印(⇕)が記されていません。いかなる国・地域における協同組合法も「協同組合を保護し、かつ発展させるために」、言い換えれば、「協同組合の持続可能性を保証するために」制定されているのですから、前者も後者も相互依存の密接な関係にあることは周知の事実です。ブループリントが前者も後者も相互に密接な関係がないかのように図式化しているのは問題である、と言うべきでしょう。

どうして敢えてそのような図式化をしたのでしょうか。真意は当の本人たちに聴かなければ分かりませんが、推測するに、前者についてはブループリント自体の文脈が語っているように、「従来の伝統的な組合員の枠を超えて資本にアクセスするためのより広い選択肢を模索する」ためのようです。すなわち、組合員であれ「非組合員」であれ、営利の銀行と同様に「協同組合資本へのアクセスが可能となる」仕組みを設定する、これです。もっとも、次のような「注意書き」が付されています；これは協同組合アイデンティティを損なうことなく「人びと」に収益を提供でき、また「人びと」が自分の資金を必要とする時にはそれを利用できる、という金融上の提案であって、しかも「組合員による管理(member control)を歪曲することなく」行います、という「注意書き」です。簡単に言えば、組合員による出資が基本ではあるが、非組合員でも協同組合に(出資ではなく)投資することができるし、また事業上あるいは住宅取得といった生活上の融資を受けることができる、ということです。であれば、少なくとも、「参加」と「資本」との間の密接な相互関係を意味する矢印(⇕)を付するべきであり、伏してはならない、と私は強調したいのです。

このことは「持続可能性」と「法的枠組み」との相互関係についても当て嵌まります。ブループリントは持続可能性についてこう述べています。

まさに協同組合は持続可能性を集団で追求するものである。協同組合は、特定のステークホルダー(利害関係者)の利益を「最大化」しようとするのではなく、さまざまなステークホルダーに対する成果を「最適化」することを目指している。それ故、経済的、社会的、環境的な持続可能性を構築することが、当然のこととして、協同組合セクターにとって非常に重要な成長の動機となり、またその正当性の根拠の一部になっていくであろう。

私は、シチズンシップの視点からしても、この主張に賛成です。というのは、経済、社会、環境の持続可能性は、グローバリゼーションの下では、国民あるいは国家といった境界線に関係なく、すべての人びとに経済的、社会的、それに環境的な諸権利の恩恵が行き渡る方法を、協同組

合セクターは言うまでもなく、政府や企業それに他のさまざまなセクターが協力し協同して見いだすよう努力することを求めるからです。とりわけ、協同組合セクターとして、経済、社会そして（自然）環境に対する責任の意識を強くしていくことによって政府や企業など他のセクターに影響を及ぼし、経済的、社会的、環境的な諸権利の恩恵が多くの人びとや（地域）コミュニティに行き渡るようになっていけば、人びとは、「権利は持続可能になり得る」と、認識するようになっていきます²⁾。

かくして、持続可能性をめぐる協同組合セクターの機能と役割が次第に拡大していくと、シチズンシップが協同組合の事業と運動に大きく関わってきます。というのは、シチズンシップは「権利の恩恵を享受し得る持続可能性を追求する責任」をすべての人に求めるからです。その持続可能性は、国籍を問わず、生活世界におけるすべての人に、男性と女性、大人と子ども、高齢者や障害者にも及ぶのであり、「自治・権利・責任・参加」を基礎とする「市場の公正」にも及ぶのです。

例えば、協同組合セクターは、「個人と環境の関わり方、消費の行動パターン、それに環境全般に私たちが対応する方法に責任を負うよう注意を向けることによって、『人間の成功』を単なる量的尺度から——私たちが呼吸する空気の質、自然の美しさ、新鮮で良質な食料品の生産と味わいというような——より奥行きと厚みのある質的評価へと変える」ことができるし、現に変えてきています。これは、大企業や政府が喧伝する経済的基準を最大の「人間の業績」の尺度であるかのように主張する「市場志向言語」の支配に対する重要な異議申し立てなのです。協同組合セクターの実践的成果は協同組合の「より良い法的枠組み」の可能性を推進していくのですから、「持続可能性」と「法的枠組み」との密接な相互関係を見て取れないのであれば、協同組合の事業と運動にとってこれは重大な問題です。

むすびに代えて

「参加」と「資本」の密接な相互関係、同じく「持続可能性」と「法的枠組み」の密接な相互関係に関わる問題に多くの時間的スペースを割いてしまい、話の方向が定まらずに時間だけが過ぎてしまいました。したがって、これまでの話の「むすび」ではなく、それに代えて、シチズンシップの視点から見た「協同組合の社会的影響力」に触れることで、話を締め括らせていただきます。

協同組合は、人びとの（地域）コミュニティでの生活を相互に結びつける多様な紐帯を創り出し、それらを維持し、強めていく「普遍的な価値」を形成することで、人びとの持続可能な社会生活の質の向上に貢献してきました。実際のところ、協同組合のヒューマン・ガバナンス（人間的な統治）によって結び合う個人同士の連帯の経験は、一連の教育的プロセスとして展開されることで、協同組合の事業と運動のみならず、人びとの（地域）コミュニティ生活にも有意な教育的影響を与えてきました。このような教育的プロセスをシチズンシップの視点から観ていくと、次のように言えるでしょう³⁾。

個人同士の連帯に基づく一連の教育的プロセスは、シチズンシップと民主主義との密接な関係を意識することを意味する。実際、シチズンシップは民主主義の前提条件とみなされるのである。権利と責任がガバナンスの民主的システムに必ず含まれるのは、民主主義には平等な「参加する権利」という理念が必ず伴うからである。民主主義はまた、例えば、「言論

²⁾ キース・フォークス著・中川雄一郎訳『シチズンシップ』日本経済評論社、2011年、p.226.)

³⁾ 同上、p.164.

の自由」の権利、「結社の自由」の権利、それに「異議を唱える自由」の権利といった「意見の表明」に必要な市民権を伴う。逆に言えば、民主主義は政治組織体としての国家 (polity) のメンバーシップを「従属的身分」から「市民の身分」に、すなわち、シチズンシップに変えるのである。個人一人ひとりを自己統治することができる自治的で自律的な行為者と認識することによってはじめて、積極的なシチズンシップが可能となるのである。

このように、「個人同士の連帯に基づく教育的プロセス」は「安定したガバナンスのために民主主義がますます重要になってくる」こと、また「大多数の人たちが共に生活できるよう差異を認識し、民主的な諸制度をそのための政策決定にまで辿り着く唯一可能な方法として擁護する」ことを協同組合人に教えてくれるでしょう。ICA はこれらのことを能々理解し、認識し、自己意識化させていかなければなりません。

さて、最後の最後に、「参加」・「持続可能性」・「法的枠組み」・「資本」を支える「アイデンティティ」に言及しなければなりません。本来であれば、この「アイデンティティ」に多くの時間を割かなければなりません。実は、「アイデンティティ」はさまざまな機会に取り上げられたり、追究されたりしておりますので、「アイデンティティ」については多くの協同組合人の知るところですので、ここで簡潔に触れておきます。

ブループリントは第3章でアイデンティティについて論じています。図を以て論及されているように、アイデンティティは他の4項目を繋ぐ中心核と位置づけられています。

アイデンティティは日本語で説明するのはなかなか難しい言葉なので、大方は「アイデンティティ」とカタカナ表記ですまされてしまいますので、私たちとしてはアイデンティティの概念を理解しておかなければなりません。そこで、弘文堂の『社会学事典』でアイデンティティを調べると、「何かが変わるといふとき、すでにして変わらない何ものかが前提とされている。変わるもののなかに保たれる斉一性、連続性の部分がアイデンティティ (同一性) の機軸である」、また「アイデンティティは、『自分が何者であるか』の自己定義と、取り替えのきかない自己の存在証明である」とも記されている。これらの概念説明で、ある程度、「アイデンティティ」を理解することができるかと思われそうですが、要するに、「協同組合アイデンティティ」とは「協同組合が何であるかの自己定義」、あるいは「他のものに置き換えることができない協同組合の自己存在証明」というものです。1980年のICAモスクワ大会で採択されたあの「レイドロー報告」の印象深い問いかけの一つを思い起こしてください。すなわち、「協同組合の現代の危機、すなわち、イデオロギーの危機」は、協同組合人が「協同組合の目的は何か、他の企業とは違った種類の企業として独自の役割を果たしているのか」という問いかけを怠ったことにその原因があるのだ、とレイドロー博士は協同組合人を諭しました。そしてさらに彼はこう協同組合人に問いかけました。「世界が奇妙な、時に人びとを困惑させるような道筋で変化しているのであれば、協同組合も同じような道筋で変化していくべきなのか、それとも協同組合はそれとは異なる方向に進み、別の種類の経済-社会的な秩序を創ろうとすべきなのか」と。

私が考察するに、協同組合アイデンティティは、世界の多くの国々、地域コミュニティや社会を悩ます危機としての貧困の拡大・深刻化を生み出す政策や制度に対する「オルタナティブ・フレームワーク」、すなわち、「別の経済-社会的枠組みの持続可能なプロセス」をより確かなものにしていく、という「エトス」(主体的選択に基づく行為性向)を協同組合の長い歴史のなかで実質化させてきました。「協同組合アイデンティティに関するICA声明はこう論じています。

協同組合は1990年代を通じて他のより一般的な課題に直面している。それは来たるべき数十年においてより重要になることが想定されている課題であり、世界の人類の条件の根本的变化と結びついた課題である。そのなかには、世界人口の急速な増加、環境に対する圧力

の増大、世界のほんの一握りの人びとへの経済力の一層の集中、あらゆる文化のなかで地域コミュニティを悩ますさまざまな危機、地球上のあまりにも多くの場所で明白になった貧困の深刻化、頻発する「民族」戦争によって惹起された問題が含まれる。

協同組合が独力でこうした問題を完全に解決することは期待できないが、その解決に向けて大いに貢献することはできる。協同組合は高品質の食料品を適正な価格で生産し販売することができる。協同組合は経済力をより広く公正に配分する、という歴史的役割を果たすことができる。協同組合はそれが所在する地域コミュニティを強化することが期待され得る。協同組合は自助の能力のある人びとが貧困から抜け出すことを支援することができる。協同組合は異なる文化、宗教、政治信条の人びとが一緒に歩むことを支援し助けることができる。協同組合人はその独自性の伝統を足場にして効率的に組合員のニーズに取り組むことにより、世界に多くの物事を与えることができる。それ故、協同組合アイデンティティに関する声明は歴史的、現代的、そして未来の文脈のなかで考察されなければならない。

私は、特にこの引用文の最後の文言、「それ故、協同組合アイデンティティに関する声明は歴史的、現代的、そして未来の文脈のなかで考察されなければならない」との主張に注目したいと思います。なぜなら、この文言が「協同組合アイデンティティの実体」の何であるかを私たちに教えてくれるからです。すなわち、協同組合アイデンティティの実体は、

協同組合の経済—社会的な価値体系が協同組合の歴史的な文脈のなかで語られ、またその現代の文脈に即して事業と運動のなかで展開されかつ実質化されることによって、その未来創造的な文脈のなかで想像・創造されて深化していく。こうして、協同組合の事業と運動の理論的、実践的、したがってまた社会的な文脈に基づく「オルタナティブな経済—社会的枠組み（フレームワーク）の持続可能なプロセス」がより確かなものになっていくのである。

先に紹介しましたカナダのコープ・アトランティックの「再生のためのイニシアティブ（計画）」もこのことを私たちに伝えたかったのだろう、と私には思われます。

■



協同の力で地域の営みの活性化を！

～現場から学ぶ協同組織金融機関の役割と課題～

(開催主旨)

今日、アベノミクスの下で地域経済がますます衰退し、地域と密接な関わりを持つ協同組織金融機関にとって、その存立基盤が脅かされる事態が進行しています。

私ども協同金融研究会は、第11回～第12回シンポジウムで「里山資本主義」と「女性が語る！地域と協同の未来」を学び、地域社会の「持続可能な発展」に向けた協同組織金融機関の役割を多面的に考えてきました。

そこで、今回の第13回シンポジウムでは、この間の成果を受け継ぎ、地域間・産業間連関にまで視野を広げ、「面的再生」を図るためにはどのような取組みが求められているのか、考えていきたいと思ひます。

具体的には、各協同組織金融機関がそれぞれの活動拠点で、地域創生・活性化の課題にどう向き合い、どのような対策を講じているのか、その実践事例を学ぶとともに、今後どのような戦略を立て、実践していくべきか、皆さんとともに議論を深めていきたいと思ひます。

積極的なご参加を呼びかけます。

記

1. 日 時：2016年3月5日(土) 12時30分～17時
2. 会 場：日本大学経済学部7号館講堂 (JR水道橋駅下車2分)
3. 募集人員：200名
4. 参加費：2,000円(但し、学生・院生は1,000円)
5. テーマ：「協同の力で地域の営みの活性化を！」
6. プログラム
 - 12時30分～12時40分 開会挨拶「シンポジウムの開会にあたって」
駒澤大学教授・協同金融研究会代表 齊藤 正
 - 12時40分～13時50分 基調講演
「協同の力を高め、私たちの営みに豊かさを！」
日本協同組合学会 副会長 田中 夏子 氏
 - 14時～15時30分
実践報告「現場から学ぶ、地域との共存活動と成果」
沼津信用金庫 理事・経営企画部長 高嶋 眞樹 氏
秋田県信用組合 理事長 北林 貞男 氏
甘楽富岡農業協同組合 理事 黒澤 賢治 氏
 - 15時40分～17時 全体討論(信金、信組、農協)
コーディネーター 相川 直之 氏(元朝日信用金庫常務理事)
 - 17時30分～19時 懇親会(立食パーティ、参加費3,500円)



7. 参加申込み：氏名・所属・懇親会参加の有無を明記して、協同金融研究会事務局へご送信ください。 kinyucoop@mail.goo.ne.jp